

香川県報



第 38 号

平成 16 年

5月14日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 〃
 - 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出 () 〃
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 〃
 - 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 二
 - 公印の廃止 (県立病院課) 三
 - 公印の新調 () 〃
 - 道路の区域変更（二件） (道路保全課) 四
 - 海岸保全区域の指定 (河川砂防課) 六
 - 公印の廃止 (都市計画課) 四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 七
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 () 〃
 - 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 〃
 - 土地改良区の定款の変更の認可 () 〃
 - 土地改良区の役員の就任の届出 () 〃
 - 土地改良区の役員の就任の届出 () 〃
 - 土地改良区の役員の退任の届出 (二件) () 〃
 - 土地改良事業の工事完了の届出 () 〃

警察本部公告

○一般競争入札の実施

告 示

●香川県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一六、四、一	耳鼻咽喉科か なたき医院	金滝 育子	坂出市本町二丁目四番一五号
平成一六、四、五	医療法人社団 三木内科胃腸 科医院	医療法人社団 三木内科胃腸 科医院	坂出市宮下町一番二六号

●香川県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一六、三、三一	耳鼻咽喉科か なたき医院	金滝 和子	坂出市本町二丁目四一―一五
平成一六、四、四	医療法人社団 三木内科医院	医療法人社団 三木内科医院	坂出市寿町三丁目一番一二号

平成一五、一〇、二五	医療法人社団 西山医院	医療法人社団 西山医院	三豊郡仁尾町大字仁尾辛四〇 番地五
平成一六、一、二四	武田外科内科 医院	武田 宣夫	さぬき市津田町津田九一四番 地八
平成一六、三、三一	観音寺市三豊 郡医師会立観 音寺検診セン ター	社団法人観音 寺市三豊郡医 師会	観音寺市坂本町七丁目三番一 八号三豊合同庁舎西讃保健所 内

●香川県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称 及び所在地		事業者（開設者）の 名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの 種類
	変更前	変更後		
平成一五、一二、一六	痴呆性高齢者 グループホー ムプレスマン 木田郡牟礼町 大字原九三二 一	高齢者グルー プホームプレ スマン 木田郡牟礼町 大字原九三二 一	医療法人社団光風会 木田郡牟礼町大字原 八八三一	痴呆対応型共 同生活介護

●香川県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出

があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、一二、三一	有限会社薬局くす りやオリープ 小豆郡土庄町瀨崎 甲一四五六番地三	有限会社薬局くす りやオリープ 小豆郡土庄町瀨崎 甲一四五六番地三	居宅介護支援
平成一六、三、三一	医療法人社団あか つき会山下内科医 院 普通寺市普通寺町 五丁目六番二八号	医療法人社団あか つき会 普通寺市普通寺町 五丁目六番二八号	訪問介護

●香川県告示第三百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表者 の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇一 〇二九三一	あい介護サービス居宅 支援事業所 高松市一宮町一七六〇 番地二	有限会社あい介護サー ビス 代表取締役 倉本誠一 朗 高松市一宮町一七六〇 番地二	平成十六年 五月一日	居宅介護 支援

●香川県告示第三百二十九号

三七七〇一 〇二九四九	一宮の里デイサービスセンター 高松市一宮町八七五番地	社会福祉法人喜勝会 理事長 小出勝 高松市一宮町八七五番地	〃	通所介護
三七七〇一 〇二九七二	コムスンのほほえみ高松屋島 高松市高松町一七一八―二	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木六丁目一〇番一号	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇二九八〇	さつきケアセンター 高松市三谷町一六八〇番地	医療法人社団青冥会 理事長 藤田榮一 高松市三谷町一六八〇―一	〃	訪問介護
三七七〇五 〇〇四〇七	富士クリニックデイサービスセンター 観音寺市観音寺町甲二八九九―三	医療法人社団素耕会 理事長 藤田周一郎 観音寺市観音寺町甲三〇〇二番地	〃	通所介護
三七七〇五 〇〇四一五	富士グループホームほほえみ 観音寺市観音寺町甲二八九九―三	医療法人社団素耕会 理事長 藤田周一郎 観音寺市観音寺町甲三〇〇二番地	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇六 〇〇一八一	指定居宅介護支援事業所みどり さぬき市津田町鶴羽二一七六番地	特定非営利法人ワック香川みらい 理事長 名倉毅 さぬき市津田町鶴羽二一七六番地	〃	居宅介護 支援
三七七一一 〇〇八〇二	居宅介護支援事業所ナイス・サポートらく楽 綾歌郡宇多津町浜六番丁八九―二	株式会社ミンク 代表取締役 斎藤志保 丸亀市城東町二丁目一番一六号	〃	〃

香川県立病院・施設経営課企業出納員の使用していた次の公印を、平成十六年三月三十一日限り廃止した。
平成十六年五月十四日
香川県知事 真 鍋 武 紀



●香川県告示第三百三十号

香川県立病院課企業出納員の使用する次の公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。
平成十六年五月十四日
香川県知事 真 鍋 武 紀



●香川県告示第三百三十一号

香川県立病院課企業出納員印
一 香川県立病院課企業出納員印
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年五月十四日から同年六月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年五月十四日
香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間		変 更 後 前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡仲南町大字佐文字獵師七 九三番一地从先から		前	一〇・〇 } 二〇・二	三九〇	交通安全施設 工事による 交差点改 良及び現道 拡幅
仲多度郡仲南町大字佐文字觀田原 六六二番一地从先まで		後	一三・二 } 三五・五	三九〇	

●香川県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年五月十四日から同年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 詫間琴平線（二十三号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 後 前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡仲南町大字佐文字獵師八 一一番三地从先から		前	一一・七 } 一七・四	四五	交通安全施設 工事による 交差点改 良
仲多度郡仲南町大字佐文字獵師八 〇四番一地从先まで		後	一二・四 } 二〇・五	四五	

●香川県告示第三百三十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する
昭和四十五年香川県告示第九十三号（海岸法の規定による海岸保全区域の指定）の表のうち、讃岐阿波沿岸の部詫間海岸の款は廃止するので、同告示を改正し削除する。
平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	詫間海岸	船越海岸	一 指定場所 三豊郡詫間町大字大浜字鍋尻甲一六一〇番四から 三豊郡詫間町大字大浜字伊砂子乙三〇六番二まで 二 指定区域 基点一から基点三七までを順次に結んだ線、基点 一と補助点一とを結んだ線、補助点一から補助点一 六を順次に結んだ線、補助点一六と基点三七とを結 んだ線により囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、 角度の表示は、真方位とする。） 基点一 電子基準点三野（北緯三四度一三分二・ 六二二一秒、東経一三三度四二分五四・二 二七二秒）から二八三度〇八分〇六秒、八、 八六三・四三メートルの地点 基点二 基点一から二九三度三五分一四秒、三二 ・一三メートルの地点 基点三 基点二から二九六度一五分四四秒、一四 ・一二メートルの地点 基点四 基点三から二九五度五八分三一秒、二四 ・二八メートルの地点 基点五 基点四から二九八度〇七分四八秒、四五 ・一三メートルの地点 基点六 基点五から三〇三度一七分三〇秒、三七 ・〇〇メートルの地点

基点七 基点六から三〇七度一六分四一秒、一二
 二・九四メートルの地点
 基点八 基点七から三七度三三分三二秒、三四・
 〇四メートルの地点
 基点九 基点八から三〇七度四二分四四秒、四一
 ・二一メートルの地点
 基点一〇 基点九から二二五度〇三分二八秒、三
 四・三〇メートルの地点
 基点一一 基点一〇から二二二度四九分〇一秒、
 三二・四四メートルの地点
 基点一二 基点一一から三〇〇度〇四分一六秒、
 四〇・八九メートルの地点
 基点一三 基点一二から四四度二〇分三九秒、三
 ・六四メートルの地点
 基点一四 基点一三から五五度二四分二二秒、一
 一・八三メートルの地点
 基点一五 基点一四から三六度三一分二二秒、一
 三・六九メートルの地点
 基点一六 基点一五から四六度〇九分二〇秒、一
 九・七〇メートルの地点
 基点一七 基点一六から三二二度五五分三〇秒、
 三二・一六メートルの地点
 基点一八 基点一七から三一七度〇〇分一八秒、
 二六・〇九メートルの地点
 基点一九 基点一八から三一一度二八分四六秒、
 二九・七七メートルの地点
 基点二〇 基点一九から三二六度二二分四九秒、
 八〇・六四メートルの地点
 基点二一 基点二〇から三二八度五一分〇九秒、
 六五・一一メートルの地点
 基点二二 基点二一から三三〇度五二分一四秒、
 二九・九五メートルの地点
 基点二三 基点二二から三三一一度五六分五七秒、

二六・三〇メートルの地点
 基点二四 基点二三から三三六度三二分一秒、
 三五・一三メートルの地点
 基点二五 基点二四から三三九度五六分〇六秒、
 一八・四二メートルの地点
 基点二六 基点二五から三四七度四七分四三秒、
 四一・一二メートルの地点
 基点二七 基点二六から二度五四分三五秒、四・
 一一メートルの地点
 基点二八 基点二七から一一度二二分一七秒、二
 七・二五メートルの地点
 基点二九 基点二八から一一六度〇四分一八秒、
 〇・八八メートルの地点
 基点三〇 基点二九から六度四三分五一秒、五・
 九二メートルの地点
 基点三一 基点三〇から五九度四九分一七秒、一
 八・七三メートルの地点
 基点三二 基点三一から一八度三三分〇五秒、四
 ・五〇メートルの地点
 基点三三 基点三二から三四九度二二分〇九秒、
 一〇〇・一二メートルの地点
 基点三四 基点三三から四度五九分二二秒、五三
 ・三〇メートルの地点
 基点三五 基点三四から〇度三五分五八秒、八〇
 ・四九メートルの地点
 基点三六 基点三五から九度一七分五三秒、五七
 ・二六メートルの地点
 基点三七 基点三六から六五度二六分三一秒、一
 八・八二メートルの地点
 補助点一 基点一から二五度二三分一秒、五六
 ・三八メートルの地点
 補助点二 基点四から二九度三九分二八秒、五六
 ・四二メートルの地点

補助点三	基点六から四三度五二分〇六秒、五七・一七メートルの地点
補助点四	基点八から一〇三度〇六分一八秒、五四・九三メートルの地点
補助点五	基点八から八二度三八分〇七秒、七〇・六二メートルの地点
補助点六	基点九から三五六度二三分〇六秒、六六・五八メートルの地点
補助点七	基点九から三四三度三五分二四秒、五六・九一メートルの地点
補助点八	基点一八から三二度一七分三三秒、五八・八六メートルの地点
補助点九	基点二一から八二度〇八分〇二秒、六一・〇九メートルの地点
補助点一〇	基点二四から七五度三五分一四秒、五六・七八メートルの地点
補助点一一	基点二七から八四度三九分四〇秒、六〇・三九メートルの地点
補助点一二	基点三二から九三度〇七分四五秒、六二・九八メートルの地点
補助点一三	基点三三から一〇四度〇七分四〇秒、五九・二八メートルの地点
補助点一四	基点三四から九二度二分三二秒、六一・九一メートルの地点
補助点一五	基点三五から九六度四九分二八秒、五五・二八メートルの地点
補助点一六	基点三七から一〇八度五六分二六秒、四九・九八メートルの地点

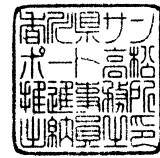
●香川県告示第三百三十四号

香川県サンポート高松推進事務所長及び香川県サンポート高松推進事務所出納員の使用していた次の公印を、平成十六年三月三十一日限り廃止した。

平成十六年五月十四日

一 香川県サンポート高松推進事務所長印

二 香川県サンポート高松推進事務所出納員印



香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

●香川県公告第二百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年六月二十七日まで縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年四月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人音楽療法NPOムジカトゥッティ

多田羅 康恵

坂出市八幡町一丁目四番二号

三 定款に記載された目的

この法人は、障害や病のハンディキャップを持つ人々や、不調和をかかえる子ども達、また子育ての悩みをかかえた親などに対して音楽療法に関する事業を行い、健やかな生

活に寄与することを目的とする。

●香川県公告第二百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年七月六日まで縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年五月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団

大須賀 誠

高松市紺屋町四番地六

三 定款に記載された目的

本会は、市民活動の活動基盤の強化、市民活動団体・企業・行政のパートナーシップの推進強化、市民自らがつくる市民サービス創出などの支援を行うことで、人が人として尊重される自立した市民社会の実現を目指すことを目的とする。

●香川県公告第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）土仏地区）を行うことについて平成十六年四月三十日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十六年五月二十一日から同年六月十日まで縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、琴平町土地改良区の定款の変更を平成十六年四月二十日認可した。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楠見池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の氏名 住

種類 大西 末廣 綾歌郡飯山町東坂元二二三番地

退任年月日 平成一六、一、四

二 就任した役員

役員の氏名 住

種類 大津 安徳 綾歌郡飯山町東坂元二二〇一番地

就任年月日 平成一六、四、一

●香川県公告第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平池土地改良区から役員の新任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名 住 所 就任年月日

種類 東川 政富 高松市多肥上町四七番地二

●香川県公告第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市太田土地改良区から役員の新任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 田井 忠義 高松市伏石町六五番地 平成一五、四、二二

●香川県公告第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川郡香川町浅野土地改良区から役員（退任）について次のとおり届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 大山 和夫 香川郡香川町大字浅野一〇四一番地二 平成一五、一〇、一八

〃 山田 信之 〃 〃 一三八九番地四 平成一六、三、九

●香川県公告第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	岡本川地区	平成一六、四、二〇
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	竹成地区	平成一六、二、二五

警察本部公告

●香川県警察本部公告第六号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年五月十四日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

一 入札に付する事項

1 借入件名及び数量 緊急配備支援システム（端末機、周辺機器、維持補修サービス及びソフトウェア） 一式

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十七年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで

4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所

1 入札説明書を交付する日時及び場所

平成十六年五月十四日から同月三十一日までの間（日曜日及び土曜日を除く）の午前八時三十分から午後五時までに限る。）

郵便番号七六〇―八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部生活安全部地域課通信指令室 電話番号〇八七―八三三―一一〇

2 入札説明会の日時及び場所

平成十六年五月二十一日午後一時三十分

香川県警察本部入札室

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十六年五月二十五日午後五時までに三の1に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、平成十六年五月三十一日及び同年六月一日の午前九時から午後五時までの間三の1に示した場所において閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年七月二日午前十時

香川県警察本部入札室

六 入札保証金及び契約保証金

規則第百五十二条各号に該当する場合は、減免するので、減免を希望する者は、平成十六年六月十八日午後三時までに入札保証金及び契約保証金減免申請書を三の1に示した場所に提出すること。

七 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 納入しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを証明した者であること。

6 本公告に示した物品を指定する日時及び場所に納入することができることを証明した者であること。

7 納入しようとする物品が、本公告に示した物品と同等であることを別途実施する実地検証試験に合格することにより証明できた者であること。

8 本公告に示した物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

八 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、七の5、6及び8に示した要件を満たすことを証明する書類を平成十六年六月十八日午後三時までに三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十六年六月三十日までに通知する。

九 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十一 落札者の決定方法

規則第百四十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

十二 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡しては

ならない。

十四 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。

2 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

十五 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased : An Urgent Arrangement Support System 1Set.

2 Time-limit for tender : 10:00 a.m., July 2, 2004

3 Contact point for the notice : Communications Command Center of Community Police Section of Community Safety Department, Kagawa Prefectural Police

Headquarters, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8579.

TEL 087-833-0110